一般競争入札の実施について

京都府立医科大学附属図書館所蔵資料デジタルアーカイブ化等業務について、京都府公立 大学法人会計規則(平成 20 年京都府公立大学法人規則 2 号)第 32 条の規定により、次の とおり一般競争入札を実施する。

平成25年10月9日

京都府公立大学法人理事長 荒巻 禎一

- 1 入札に付する事項
 - (1)委託業務

京都府立医科大学附属図書館所蔵資料デジタルアーカイブ化等業務

(2) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3)委託期間

契約締結日から平成 25 年 12 月 25 日 (水) まで

(4)業務履行場所

京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町 410 京都府立医科大学附属図書館

- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約事項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を 担当する組織の名称、所在地等

〒602-8566 京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町 410

京都府立医科大学附属図書館

電話番号 (075)212-5400

FAX 番号(075)212-5405

(2) 入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8566 京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町 410

京都府立医科大学附属図書館

電話番号 (075)212-5400

FAX 番号(075)212-5405

(3) 入札説明書の交付期間

平成25年10月11日(金)から10月18日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

交付期間中の午前9時から午後5時まで(午後0時00分から1時00分までを除く。) の間に交付を受けること。

3 一般競争入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

4 一般競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 平成 23・24・25 年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿(一般競争入札及び指名競争入札)」の「コンピューター・関連機器」又は「写真・映画」に登録され、競争入札参加者の資格を得て、役員等調書を提出している者であること。
- (2) 5の(1)で定める一般競争入札参加確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
- 5 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 - (2) 一般競争入札参加資格確認資料

アフターサービス等について、適切に対応できる体制が整備されていることを証明 できるもの(アフターサービス等体制表:様式は任意)

(3)提出期間

2の(3)に同じ

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

確認申請書の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 入札手続等

(1)入札及び開札の日時、場所等

ア 日 時 平成 25 年 10 月 25 日 (金) 午前 10 時

イ 場 所 京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町 410

京都府立医科大学附属図書館

(2)入札の方法

ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は 商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印(外国人又 は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下 同じ。)

ウ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「附属図書館所蔵資料デジタルアーカイブ化等業務入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開封後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで、再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入 札を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。
- カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を 郵送又は持参により事前に提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は廃止することができる。
- (6) 入札者は、仕様書、契約書(案)及びその他添付書類(以下「仕様書等」という。) を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7)入札に記載する金額

入札金額は、「1(1)による調達品目」の金額を記入することとし、入札金額には輸送費・環境設定費用等の納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額(1 円未満の端数は切りすてるものとする)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせ

て行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び前記アの立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、 直ちに再度の入札を行う。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度入 札に参加することができない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書の提出を履行しなかった者又は確認申請書に虚偽の記載をした者の入 札

- ウ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理としての入札を含む)をした者の入札
- エ 入札に関して不正な利益を得るための連合その他不正な行為をした者の入札
- オ 5 に掲げる確認のあと、指名停止措置をうけて開札時点において指名停止期間中である者等、改札時点において入札に参加する資格のない者の入札
- カ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない機種により入札をした者の 入札。

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府公立大学法人会計規則第34条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者 のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該 入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は 当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

7 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 入札保証金

免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

免除する。

11 契約書の作成の要否

要する。

12 その他

- (1) 前項に定めるもののほか、京都府公立大学法人会計規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。